

## 「南予博盛り上げ隊」募集要領

### (目的)

第1条 この要領は、えひめいやしの南予博2016（以下、「南予博」という。）の幟旗・ポスター・チラシ等によるPRをはじめ、ブログやSNS等を使った自発的な各種情報発信のほか、南予博のロゴマーク等を表示した商品の販売、特別メニューの提供や独自イベントの開催などを通じて、南予博を盛り上げていただける企業（支店、個人事業主を含む）・団体等（以下、「企業等」という。）を広く募集し登録するために必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 南予博盛り上げ隊が行う活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) ブログ、ツイッター、フェイスブック等を使った南予博に関係する情報発信
- (2) 南予博公式ホームページへの写真投稿
- (3) 南予博のロゴマーク等を表示した商品の販売
- (4) 南予博に関連した特別メニューの企画・提供
- (5) 南予博を盛り上げる独自イベントの開催
- (6) 南予博に係るボランティア活動
- (7) その他、南予博の盛り上げに資すると認められる活動

### (募集及び登録)

第3条 募集期間は平成28年3月1日から平成28年10月31日までとする。

2 登録は平成28年3月1日から平成28年11月20日までの間に行うものとする。

### (登録手続き)

第4条 南予博盛り上げ隊への登録を希望する企業等は応募用紙（別紙様式）に必要な事項を記入し、えひめいやしの南予博2016実行委員会（以下、「実行委員会」という。）へ提出し応募するものとする。

2 実行委員会が応募内容を適当と認めた場合には南予博盛り上げ隊として登録し、その結果を通知する。

3 登録を受けた企業等（以下、「登録企業等」という。）は、実行委員会が別に定める条件を遵守しなければならない。

### (提供物)

第5条 実行委員会は、登録企業等に対し、幟旗やポスターなどの広報物を無償提供する。

2 登録企業等は、前項で規定する提供物を事務所や店舗等に設置し、南予博の広報に協力するものとする。

### (その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、南予博盛り上げ隊に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。